

## N I S A（少額投資非課税制度）一部改正のお知らせ

平成 26 年 3 月 31 日に公布された「所得税法の一部を改正する法律」について、N I S Aに関する改正内容をお知らせします。

**改正後の制度は平成 27 年 1 月 1 日以降に行う手続きから適用となります。**

**平成 26 年 12 月末までは適用となりませんのでご注意ください。**

### 主な改正内容

	改正前	改正後
①同一の勤定設定期間内(※1)における金融機関の変更	同一勤定設定期間内は変更できません。	一定の手続きのもと、 <u>同一の勤定設定期間内であっても非課税投資枠(※2)を設定する金融機関の変更が可能となります。</u> ただし、 <u>変更しようとする年分の非課税投資枠で投資信託等を既に購入していた場合、その年分については金融機関の変更はできません。</u>
②同一の勤定設定期間内におけるN I S A口座廃止後の再開設	再開設はできません。	一定の手続きのもと、 <u>N I S A口座の再開設が可能となります。</u> ただし、 <u>廃止した年分の非課税投資枠で既に投資信託等を購入していた場合、その年分についてはN I S A口座の再開設はできません。</u>

※1 勤定設定期間とは以下の3つの期間をいいます。

①平成 26 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日までの期間（4 年間）

②平成 30 年 1 月 1 日から平成 33 年 12 月 31 日までの期間（4 年間）

③平成 34 年 1 月 1 日から平成 35 年 12 月 31 日までの期間（2 年間）

※2 本資料では、非課税口座内の各年の非課税管理勘定を非課税投資枠と称しています。

### 同一の勤定設定期間において金融機関の変更が可能となるイメージ図

<改正前> 4年間変更不可

		平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年	平成 33 年	
勤定設定期間	平成 26 年分 非課税管理勘定	← A 銀行（非課税期間最長 5 年） →								
	平成 27 年分 非課税管理勘定		← A 銀行（非課税期間最長 5 年） →							
	平成 28 年分 非課税管理勘定			← A 銀行（非課税期間最長 5 年） →						
	平成 29 年分 非課税管理勘定				← A 銀行（非課税期間最長 5 年） →					

<改正後> 金融機関の変更は 1 年毎に可能

		平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年	平成 33 年	
勤定設定期間	平成 26 年分 非課税管理勘定	← A 銀行（非課税期間最長 5 年） →								
	平成 27 年分 非課税管理勘定		← B 銀行（非課税期間最長 5 年） →							
	平成 28 年分 非課税管理勘定			← C 銀行（非課税期間最長 5 年） →						
	平成 29 年分 非課税管理勘定				← A 銀行（非課税期間最長 5 年） →					

## 制度改正についてのQ & A

- Q. 平成 26 年に A 銀行で N I S A 口座を開設し、その年の非課税投資枠で投資信託を購入しました。平成 27 年に B 銀行で N I S A 口座を開設できますか？
- A. 一定の手続きのもと、平成 27 年に B 銀行で N I S A 口座を開設できます。ただし、既に A 銀行の平成 27 年分の非課税投資枠で投資信託を購入している場合、平成 27 年は B 銀行で N I S A 口座を開設することはできません。この場合、平成 28 年から B 銀行で N I S A 口座を開設できます。手続きの詳細は現在未定であり、決定次第改めてお知らせします。
- Q. 上記のとおり金融機関を変更した場合、平成 26 年に A 銀行で購入した投資信託はどうなりますか？
- A. 金融機関変更前に A 銀行で購入した投資信託は、金融機関変更後も A 銀行の N I S A 口座で保有することになります。B 銀行の N I S A 口座に移管されることはありません。

以 上

このお知らせは、作成時点における法令等に基づき作成しており、  
今後の法令改正等により変更となる可能性があります。